

桜井市トンネル長寿命化修繕計画

(1) 計画対象施設

計画対象となるトンネルは、桜井市が令和7年3月現在で管理している 4施設 です。

桜井市管理トンネルの定期点検				令和7年3月現在
I 判定	II 判定	III 判定	IV 判定	全施設数
0	2	2	0	4
0%	50%	50%	0%	100%

(2) 計画期間

中長期の計画では、更新費用を考えるためトンネルの寿命以上の年数を考え 50年間としています。

短期計画では点検頻度やその他の道路施設の計画期間を考えて、10年間の計画を策定しています。

(3) 費用の縮減に関する基本的な考え方

日常業務において容易に対応できる損傷は、随時、修繕します。

計画的に修繕することで、各年度の事業費が大幅に増加しないように予算の平準化を行います。

トンネル覆工点検車など新技術の活用（令和10年度までに1施設で新技術を活用することを目指す）を検討し、ライフサイクルコストの低減に努めます。

迂回路がある、利用者が少ないなど集約化、撤去等の可能性があるトンネルについて、交通状況や地方の意向を踏まえて検討し、将来の維持管理と修繕にかかる費用の削減を目指します。

(4) 優先度評価の考え方

計画では、限られた予算で効果的な対策を実施するため、健全度の低いものを最優先とし、更に周辺環境や路線の位置付け等を踏まえ、事業実施の際に市民に与える影響の大きいトンネルから優先に補修を実施します。

(5) 個別施設の状態等

これまでの点検によって診断されたトンネルの健全性とトンネルの重要度が高く対策を優先的に進めるために必要となる指標をまとめています。一覧は「(6) 対策内容と実施時期」に記載します。

(6) 対策内容と実施時期

今後10年間で対策を実施するトンネルの対策内容と対策時期を整理しています。また(5)個別施設の状態等で整理している対策の優先度を定める指標も記載しています。